

東京都 BBS 連盟規約

第1章 総則

第1条（名称） 本連盟は、東京都 BBS 連盟という。

第2条（事務所） 本連盟は、事務所を東京保護観察所内に置く。

第3条（組織） 本連盟は、東京都内に拠点を置く地区 BBS 会（学域 BBS 会等を含む。以下「地区会」という。）をもって組織する。

第4条（目的） 本連盟は、日本 BBS 連盟の定める BBS 運動基本原則に則り、地区会相互の連絡調整並びに地区会の運営及び活動の充実を図り、もって BBS 運動の強化発展を支援することを目的とする。

第5条（事業） 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区会の相互の連絡及び活動の調整並びに新しい地区会の結成及び加盟の促進
- (2) BBS 運動の推進のための研修、研究等
- (3) 地区会の運営に関する指導助言
- (4) BBS 運動の広報
- (5) 青少年問題に関する調査研究及び世論の啓発
- (6) 関係機関及び団体との連絡調整
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 役員等

第6条（種類及び定数） 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上 30名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長及び7名以内を常務理事とする。

第7条（選出等） 理事は、次に掲げる者とする。

- (1) 地区会の会長（以下「地区会長」という。）
- (2) 前号のほか、BBS 運動に関係する学識経験又は実務経験を有する者の中から総会において選出された者

2 会長、副会長及び常務理事は、それぞれ理事の互選によって選定する。

3 監事は総会において選出する。ただし、理事又は本連盟の職員を兼ねてはならない。

第8条（会長等の職務） 会長は本連盟を代表し、その業務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序に従ってその職務を代行する。

3 常務理事は本連盟の常務を処理する。

第8条の2（監事の職務） 監事は本連盟の会計を監査する。

第9条（任期等） 理事（第7条第1号の規定による理事を除く。）の任期は2年とし、監事の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員はその任期が満了しても後任者が選出されるまではその職務を行うものとする。

3 欠員が生じた役員の補欠として、又は増員により選出された役員の任期は、前任者又は他の役員の残任期間とする。

第10条 削除

第11条（特別委員） 地区会の会員のうち、日本BBS連盟又は関東地方BBS連盟の役員に選出された者（本連盟の役員を除く。）は特別委員とする。

2 会長は本連盟の運営について特別委員に対して協力を求めることができる。

3 会長は第1項に定める者のほか理事会の同意を得て適当な者を特別委員に委嘱することができる。

第12条（顧問及び相談役） 本連盟に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は本連盟の諮問に応じて意見を述べ、相談役は本連盟の重要事項の企画に参加することができる。

第3章 運営

第13条（会議） 本連盟に次の会議を置く。

(1) 代議員総会（この規約及び規則等において「総会」と略す。）

(2) 理事会

(3) 常務理事会

第14条（総会） 総会は、役員及び地区会ごとにその所属する会員の中から選出された代議員をもって構成する。

2 代議員の数は、所属する会員数が10名以内の地区会にあつては2名とし、以降会員数が10名増すごとに1名を加える。

3 本連盟の会長、副会長及び常務理事は代議員となることができない。

4 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、代理人に表決権の行使を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

5 前項の規定により表決権を行使した代議員は、総会に出席したものとみなす。

第15条（理事会） 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 前条第4項から第5項までの規定は、理事会について準用する。この場合において、規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「代議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第16条（常務理事会） 常務理事会は、会長、副会長及び常務理事をもって構成する。

第17条（会議の招集及び成立） 総会は理事会に諮って会長が毎年1回これを招集する。

ただし、理事会が必要と認め招集の請求をしたとき、又は地区会の3分の1以上から議

題を示して招集の請求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。

- 2 理事会は必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の過半数から招集の請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。
- 3 総会及び理事会は議決権を有する者の過半数が出席しなければならない。ただし、代理人の出席は有効とする。
- 4 議決権を有する者は総会にあっては代議員、理事会にあっては理事とする。

第 18 条（権能等） 総会は理事会が付議する次の事項を議決する。ただし、代議員は 10 名以上の連名で議題を提出することができる。

- (1) 運動方針
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 削除
- (5) 理事（第 7 条第 1 号の規定による理事を除く。）及び監事の選出
- (6) 規約の改正並びに規則の制定及び改廃
- (7) その他この規約に定める事項及び本連盟運営に関する重要事項

2 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 削除
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他この規約に定める事項及び総会の議決を要しない事項
- (5) 新たに設立される地区会の加盟に関する事項

3 緊急を要するときは、総会の議決を要する事項について、理事会において議決することができる。ただし、この場合は次の総会に報告しその承認を得なければならない。

第 19 条（議長及び議決の方法） 会議の議長は議決権を有する出席者の中から、その都度選出する。

2 会議の議決は、この規約に特に規定するものを除き、議決権を有する出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 19 条の 2（理事会に代える書面付議） 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

第 20 条（事務局） 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は理事会の同意を得て会長が選任し、事務局員は会長の同意を得て事務局長が委嘱する。
- 4 事務局長は事務局の運営を統轄する。
- 5 事務局の運営について必要な事項は理事会において別に定める。

第4章 地区会

第21条（加盟） 新規に発足した地区会等が本連盟に加盟しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第22条（脱退） 地区会が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により本連盟から脱退させることができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 本規約に違反する重大な事実があったとき。
- (3) 本連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第23条（目的） 地区会は日本BBS連盟の定めるBBS運動基本原則に則った実践活動を行い、もってBBS運動の発展を図ることを目的としなければならない。

第24条（任務） 地区会は次の事項をその任務とする。

- (1) 前条の目的を達成するために必要な活動を行うこと
- (2) 活動の状況を本連盟に報告すること
- (3) 総会の議決した事項を遵守すること
- (4) 本連盟の運営に協力すること

第25条（分担金） 各地区会は、理事会において別に定める分担金を本連盟に納入するものとする。

第25条の2（休会） 地区会は、次のいずれかに該当するときは休会とし、本連盟に対する全ての権利を失い、また義務を免れる。

- (1) 地区会長が本連盟の会長に休会を申し出たとき
- (2) 前号の場合のほか、活動休止状態にあるとして理事会が議決したとき

2 休会を終了して活動を再開するときは、地区会長は速やかに本連盟の会長に申し出なければならない。

3 前2項の申し出が地区会長からあったときは、本連盟の会長は次の理事会に報告してその承認を得るものとする。

第26条（地区会の会員の資格等） 地区会の会員の資格、任務、入退会等については、別に定める規則によるものとする。

第5章 賛助会員

第27条（賛助会員） 本連盟にBBS運動発展のために賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員について必要な事項は、別に定める規則によるものとする。

第28条 削除

第6章 会計

第29条（会計） 本連盟の経費は次の収入をもって充てる。

- (1) 分担金

- (2) 賛助会費
- (3) 助成金
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入

第 29 条の 2（事業計画及び予算） 本連盟の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の決議を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第 30 条（事業報告及び決算） 本連盟の事業報告書及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後に会長が作成し、監事の監査を受けて、総会の議決を経なければならない。

2 監事は前項のほか随時監査することができる。

第 31 条（事業年度） 本連盟の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 雑則

第 32 条（規則及び細則の制定） この規約に定めるもののほか、本連盟の運営に関して必要があるときは、総会は規則を定めることができる。

2 前項のほか、総会が議決した事項、その他業務の執行に関して必要があるときは、理事会は細則を定めることができる。

第 33 条（規約の改正） この規約は総会において出席した代議員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この規約は昭和 34 年 11 月 15 日から施行する。

付 則

この規約は昭和 39 年 11 月 15 日から施行する。

付 則

この規約は昭和 56 年 4 月 19 日から施行する。

付 則

この規約は平成元年 7 月 9 日から施行する。

付 則

この規約は平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

付 則

この規約は平成 18 年 10 月 16 日から施行する。

付 則

この規約は平成 19 年 6 月 19 日から施行する。

付 則

この規約は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この規約は令和 2 年 9 月 20 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に会長、副会長又は常任理事である者は、この規約の規定により理事に選出され、それぞれ会長、副会長又は常務理事に選定されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の理事としての任期は、規約第 9 条の規定にかかわらず、令和 3 年 6 月 30 日までとする。
- 3 東京都 BBS 連盟に加盟する団体の会員規則の一部を次のように改正する。
本則中「代議員会」を「総会」に、「常任」を「常務」に改める。

付 則

この規約は令和 3 年 6 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、令和 5 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 この規約の施行の際現に改正前の規約第 7 条第 2 号の規定により理事に選任されている者は、改正後の規約第 7 条第 2 号の規定により理事に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、従前の理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

制定：昭和 34 年 11 月 15 日

改正：昭和 39 年 11 月 15 日（第 1 次改正）

改正：昭和 43 年 4 月 14 日（第 2 次改正）

改正：昭和 56 年 4 月 19 日（第 3 次改正）

改正：平成元年 7 月 9 日（第 4 次改正）

改正：平成 16 年 6 月 21 日（第 5 次改正）

改正：平成 18 年 10 月 16 日（第 6 次改正）

改正：平成 19 年 6 月 18 日（第 7 次改正）

改正：平成 30 年 9 月 1 日（第 8 次改正）

改正：令和 2 年 9 月 20 日（第 9 次改正）

改正：令和 3 年 6 月 27 日（第 10 次改正）

改正：令和 5 年 6 月 3 日（第 11 次改正）